

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 3 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	5 0 9
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国企業の職員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与。
意見提出者名	長崎県
意見の要点	地方公共団体が当該特区の認定を受けた場合の特例措置の要件の具体的判定はどのように取り扱うのか。「企業内転勤」による入国前に、何らかの施設使用手続が終了していることが必要か。
意見に対する回答	<p>基本方針別表 1 の 1 . (1) にあるように、当該外国企業について地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認めることが必要である。</p> <p>また、本特例措置の適用を受けようとする外国人が「企業内転勤」に係る在留資格認定証明書交付申請をしようとする場合には、事業の用に供する特定された施設の賃貸借に係る契約等の内容が明らかとされるなど、特区認定を受けた地方公共団体が当該外国人の稼働する外国企業に対し当該企業の事務所となる施設を確実に提供することを立証する必要がある。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第3次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	509
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国企業の職員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与。
意見提出者名	福岡県
意見の要点	「施設」、「開設準備」及び「機関」の示す内容を明確化してほしい。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none"> 1 「施設」とは、事務所など事業所としての用に供する施設である。 2 「開設準備」とは、事業所の開設に必要な登記手続きやマーケティングリサーチなど、本邦において外国企業が支店や事業所を開設するに際して行う必要がある一般的な準備のことである。 3 地方公共団体以外の機関とは、独立行政法人、第3セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の商法・民法法人に限る）である。
担当省庁名	法務省